2 0 2 2 年 1 2 月 1 3 日 行 政 報 告 資 料 文化スポーツ振興部文化振興課

国際版画美術館等に関する工事の差止を求める仮処分命令申立事件について

町田市が計画している国際版画美術館(以下「美術館」という。)及び芹ヶ谷公園の一部を構成する庭園(以下「本件庭園」という。)の工事に関し、美術館及び本件庭園の設計者が、著作者として自身の持つ同一性保持権(※)を侵害されるおそれがあると主張して、一部工事の差止めを求めた事案について、2022年11月25日付けで東京地方裁判所から決定がありましたので、報告いたします。

※ 著作者の意に反して著作物の変更等の「改変」を受けない権利のことです(著作権法20条1項)。

1 決定の内容

設計者の申立てをいずれも却下する。

2 裁判所の判断の概要

(1) 本件庭園は著作物に当たらない

本件庭園は、庭園としての実用目的を達成するために必要な機能と分離して美術鑑賞の対象となりうる美的特性を有しているとは言えず、著作物に当たらない。 したがって、同一性保持権の侵害を判断するまでもなく、工事の差止めは認められない。

(2) 町田市が計画している美術館の工事は、著作者の同一性保持権を侵害しない

建築物は、経済的・実用的な見地から効用の増大を図ることを許す必要性が高いことから、「増築、改築、修繕又は模様替えによる改変」については同一性保持権が適用されない(著作権法20条2項2号)。町田市が計画している工事は、いずれも「増築」又は「模様替え」に当たるため、同一性保持権の侵害には当たらない。

(3)町田市が計画している美術館の工事は、個人的な嗜好に基づく恣意的な改変や 必要な範囲を超えた改変には当たらない

建築物の工事が、個人的な嗜好に基づく恣意的な改変や必要な範囲を超えた改変 に当たる場合には、著作者の権利を保護する必要性から、著作権法20条2項2号 が適用されず、著作者の同一性保持権を侵害することになる。

しかし、町田市が計画している工事は、町田市立博物館の再編をきっかけとして検討を開始し、町田市が保有する施設を有効利用する一環として計画したものである。そして、町田市議会においても議論された上で、公募型プロポーザルを経て選定された者によって作成され、さらに、随時、有識者や住民の意見が集約され、その意見が反映されたものといえる。

したがって、町田市が計画している工事は、個人的な嗜好に基づく恣意的な改変

や必要な範囲を超えた改変であるとはいえない。設計者の同一性保持権を侵害する とは認められず、設計者の申立てには、理由がない。

3 これまでの経緯

2021年 4月20日(火)設計者が東京地方裁判所立川支部に仮処分申立を行う。

→その後、知的財産に関する事件を扱う東京地方裁判所 (霞が関)民事第29部に移送される。

7月2日(金) 第1回審尋期日

→設計者の申立てに対する町田市の答弁を陳述。設計者 は、持参した模型及びパネルを使用して自らの主張を 説明。

9月14日(火)第2回審尋期日

→設計者が町田市の答弁に対する反論を陳述。

10月19日(火) 第3回審尋期日

→町田市が設計者の反論に対する再反論を陳述。

11月26日(金)第1回進行協議期日

→裁判官が現地を視察。設計者の指示説明書に記載され た順序で視察が行われた。

12月17日(金)第4回審尋期日

→設計者及び町田市双方の主張を陳述。

2022 年 2月21日(月) 第5回審尋期日

→裁判所による本件の心証開示。裁判所の心証は、今回 の決定と同内容であった。設計者は、和解による解決 の具体的な検討に時間を要するとし、これを受けて裁 判所は審尋期日を続行することとした。

3月17日(木)第6回審尋期日

→設計者及び町田市の双方が個別に裁判所と協議したが、 和解による解決には至らず、設計者から更なる主張が 陳述された。

5月18日(水)第7回審尋期日

→町田市から、前回期日で陳述された設計者の主張に対する反論を陳述。裁判所から改めて和解の勧めがあり、 設計者が次回までに具体的な和解案の検討を行うこと となった。

7月19日(火)第8回審尋期日

→和解による解決には至らず、審尋期日は終了となる。 当事者双方に、反論等の必要があれば1か月をめどに 裁判所に提出するよう指示があった。

11月25日(金) 裁判所による決定。

11月28日(月) 郵送にて決定書が町田市に到達。